



群馬労働局の取組 トピックス

(労働保険年度更新関連、男性育児休業、テレワーク・デイズ2021)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① 労働保険の年度更新手続きはお早めに！ ～お手続き期間は7月12日(月)まで～

【労働保険に加入する事業主の皆さまへ】

- 令和3年度労働保険の年度更新期間は、**6月1日(火)～7月12日(月)**となっております。例年、期間終了間際には窓口が大変混雑しますので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためにも、事業主の皆さまには、お早めのお手続きをお願いいたします。
- 年度更新申告書は、県内各労働基準監督署及び群馬労働局労働保険徴収室の他、**郵送または電子申請でも受付させていただきます**とあり、**直接窓口に出向くことなく、申告することが可能です**。また、年度更新申告書の書き方については、厚生労働省のホームページでもご案内している他、電話による相談も行っておりますので、ぜひご活用ください。

<お問い合わせ先 電話番号>

0800-555-6780 (フリーダイヤル)

※携帯・PHS・IP電話からもご利用になれます。(通話料無料)

◆開設期間：令和3年5月31日～7月16日まで

◆受付時間：9時～17時まで(土日祝日を除く)

<厚生労働省ホームページ>

- 年度更新申告書の書き方についてはこちらをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html



- 年度更新申告書の書き方については、厚生労働省動画チャンネルにおいて動画配信もしております。

<https://www.mhlw.go.jp/douga/youtube.html>



② 年度更新申告の「電子申請体験コーナー」を設置します！

- 労働保険の年度更新手続きにおける電子申請の利用促進をより一層図るため、6月下旬から**群馬労働局労働保険徴収室内に「電子申請体験コーナー」を設置予定**です。設置期間等の詳細は、今後群馬労働局ホームページにおいてご案内させていただきますので、電子申請の利用を検討されている、あるいはご興味のある事業主の皆さまは、ぜひチェックしてみてください。



③ 男性育児休業取得促進オンラインセミナー開催！

厚生労働省の委託事業「イクメンプロジェクト」では、育児・介護休業法が改正されたことを受け、7月6日(火)にオンラインで、**男性の育児休業取得の促進について解説するセミナー**を開催します。

○改正育児・介護休業法の概要

改正育児・介護休業法では、男性の育児休業取得の促進などを図るため、子の出生直後の時期に柔軟な育児休業を取得できるようになるほか、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、個別の周知・意向確認の措置などが企業に義務付けられます。

○企業・団体が留意すべきポイント

男性の育児休業取得促進に向け企業・団体はどう取り組むべきか、今回の法改正がもたらす社会的影響や企業を取り巻く環境がどのように変化するかなどについて、イクメンプロジェクト推進委員会委員と共に解説します。

○「男性育児休業取得促進オンラインセミナー」

日時：7月6日(火) 13:00~14:00

参加方法：オンライン（Zoom使用）での開催です。

参加対象：人事労務担当者・経営者、男性の育児休業に関心のある一般の方イクメンプロジェクト公式サイトからお申込みください。
(6月29日までの申し込み ※先着1000名)

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/seminar/> (イクメンプロジェクト公式サイト)



7月6日(火)開催
参加無料 先着1000名

企業・団体向け 男性育児休業取得促進オンライン セミナー

厚生労働省の委託事業「イクメンプロジェクト」では、育児・介護休業法が改正されたことを受け、男性の育児休業取得の促進について解説するセミナーをオンラインで開催します。

第一部	改正育児・介護休業法の概要 法改正の概要を、厚生労働省から説明します。 【担当】 佐藤 俊 雇用環境・均等局職業生活両立課長
第二部	企業・団体が留意すべきポイント 今回の法改正がもたらす社会的影響や、企業を取り巻く環境がどのように変化するかなどについて、イクメンプロジェクト推進委員会委員と共に解説します。 【講師】 イクメンプロジェクト推進委員会委員 駒崎 弘樹 氏 認定NPO法人フローレンス代表理事 小室 淑恵 氏 (株)ワーク・ライフバランス代表取締役社長 佐藤 俊 雇用環境・均等局職業生活両立課長
開催日時	2021年7月6日(火) 13:00~14:00
参加方法	Zoomによるオンライン開催(参加無料) 6月29日(火)までにイクメンプロジェクト公式サイトからお申し込みください。 ※先着1000名 https://ikumen-project.mhlw.go.jp/seminar/ ※当日の配信映像はアーカイブ化し、イクメンプロジェクト公式HPに掲載します。
参加対象	人事労務担当者・経営者、男性の育児休業に関心のある一般の方であればどなたでもご参加できます。

【お問い合わせ先(厚生労働省委託事業)】
 イクメンプロジェクトセミナー運営事務局 E-mail: seminar-info@ikumen-project.jp

 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

④ 「テレワーク・デイズ2021」について！

柔軟な働き方を実現するテレワークの全国的な推進と、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の交通混雑緩和及び新型コロナウイルス感染拡大の防止に寄与するよう「**テレワーク・デイズ2021**」を実施します。

「**テレワーク・デイズ2021**」とは、令和3年6月9日に開催されたテレワーク関係府省連絡会議(厚生労働省、総務省、経済産業省及び国土交通省の副大臣等で構成)において決定された実施方針であり、具体的には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中は、選手、関係者等の移動も発生することから、人と人との接触機会の抑制や交通混雑の緩和を通じて安全・安心な大会を実現するため、**令和3年7月19日から同年9月5日まで**の間、テレワークの集中的な実施に取り組むこととし、テレワークの実施や支援に協力する企業等の参加登録を行うこととしています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000791872.pdf>

「テレワーク・デイズ2021」実施方針

1. 趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、出勤抑制の方策としてテレワークの実施が推奨されている。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中は、選手、関係者等の移動も発生することから、人と人との接触機会の抑制や交通混雑の緩和を通じて安全・安心な大会を実現するため、大会の開催に合わせて集中的にテレワーク実施に取り組む。
- さらに、大会終了後のレガシーとしてテレワークを着実に定着させていく。

2. 実施期間

- 「**テレワーク・デイズ2021**」においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間(オリンピック:7/23(金)~8/8(日)、パラリンピック:8/24(火)~9/5(日))を含む**7/19(月)~9/5(日)**を実施期間として設定。
※ オリンピックの開会前及びオリンピック開会とパラリンピック開会の合間においても、選手や関係者の移動が予想されるため、これらの日程についても実施期間に含める。

3. 実施内容

- 新型コロナウイルス対応におけるテレワークの取組の目標(出勤者の7割減)や実績も踏まえ、各社において実施期間における積極的な目標を設定し、実行することを要請する。
※ 参加団体は、これまで同様、実施団体、特別協力団体、応援団体の3類型とし、**3,000団体**の参加を目標とする。

「テレワーク・デイズ2021」実施期間

日	月	火	水	木	金	土
7/18	19	20	21	22	23 開会式	24
	テレワーク・デイズ2021 7/19(月)~9/5(日)			海の日	スポーツの日	
25			28	29	30	31
8/1	2	3	4	5	オリンピック競技大会 7/23(金)~8/8(日)	
8 開会式	9	10	11	12	13	14
山の日	振替休日					
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24 開会式	25	26	27	28
29	30	31	9/1	2	パラリンピック競技大会 8/24(火)~9/5(日)	
5 閉会式	6	7	8	9	10	11

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね!



厚生労働省

群馬労働局

雇用環境・均等室